

Newsletter

ATSUMI & SAKAI TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT www.aplawjapan.com

2022年8月22日

No.IDA_020

インドの最近の主な出来事

執筆者:弁護士 丹生谷 美穂/外国法事務弁護士(インド法)アシッシ・ジェジュルカール

概要

最近3カ月間に、インドではいろいろ興味深い出来事がありました。本稿では、そのうち以下の重要な3件、すなわち(A)ライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インディアのIPO、

(B) 最高裁判所が新型コロナウイルスのワクチン接種を義務化しないことを肯定、(C) ボンベイ 高等裁判所が株主の権利を再確認、について概説します。

この**3**カ月の間に、インドではいろいろ興味深い出来事がありました。ここでは、そのうち以下の 重要な**3**件について概説します。

- (A) ライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インディアの IPO
- (B) 最高裁判所が新型コロナウイルスのワクチン接種を義務化しないことを肯定
- (C) ボンベイ高等裁判所が株主の権利を再確認

(A) ライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インディアの IPO

一つめは、2022 年 5 月に行われた、インド最大の保険会社であるライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インディア(Life Insurance Corporation of India: LIC)による新規株式公開(IPO)です。LIC は、1956 年生命保険法人法(The Life Insurance Corporation Act, 1956)により同年に設立され、インド政府が株式の 100%を保有していました。しかし、今回の IPO により LIC の株式の 3.5%が売却され、証券取引所に上場されました。IPO による株式の買取額は 27 億 5000 万米ドルとされています。

インド政府は、外国資本による LIC への投資を可能にするために、2022 年 3 月 14 日に 2022 年プレス・ノート 1 (Press Note 1 (2022 Series): PN1) を発行して総合版 FDI ポリシー (FDI Policy) を変更しており、PN1 は LIC への FDI を 20%まで認めています (なお、他の保険会社への FDI は、インド政府の承認の必要なく、74%まで許容されています)。この PN1 による変更は、1999 年外

渥美坂井法律事務所,外国法共同事業

国為替管理法(Foreign Exchange Management Act, 1999)に関する規則等に必要な修正を加えた後に、2022 年 4 月 12 日にインド政府によって通知されました。

インド政府は、2022 年~2023 年の会計年度の予算において、国有企業の民営化に関する重要な政策発表を行っています。このため、LIC の IPO は非常に重要な意味を有しており、その成功は民営化への第一歩と位置づけられます。

なお、LIC による IPO の詳細は、以下のニュース記事で確認できます。 https://asia.nikkei.com/Business/Markets/IPO/Indian-insurer-LIC-s-IPO-closes-oversubscribed-nearly-threefold

(B) 最高裁判所が新型コロナウイルスのワクチン接種を義務化しないことを肯定

インドの最高裁判所(Supreme Court)は、2022 年 5 月 2 日、新型コロナウイルスのワクチン接種を強制することはできないとする命令を出しました。最高裁は、憲法(The Constitution of India)第 21 条を支持し、同条に基づき身体の自己決定権および不可侵性が保護されることを改めて強調しました。

National Technical Advisory Group on Immunization(予防接種に関する国家技術諮問グループ)の 元メンバーである Jacob Puliyel(Jacob)氏は、最高裁に対して、予防接種の義務化はいかなる形式および方法であっても違憲であるとの判断を求める請願書を提出しました。州政府の中には、州政府職員に対して、公共交通機関での移動や政府が貧困層に対して支援する食糧、日用品等へのアクセスにつき、事前のワクチン接種を必須と要求していたところもあり、Jacob 氏はこのような州政府の措置を違憲とする判断を求めたものです。これに対して、インド政府は、この請願はワクチン接種の忌避を助長する可能性があるとして、「国益」に反すると主張していました。

最高裁は、州政府やインド政府が発行したさまざまな通達やガイドラインを検討した上で、「資源、公共の場および生計手段」にアクセスするために接種を強要することは、インド憲法で保護されている基本的権利を侵害すると判断しました。最高裁は、通常は政府の政策決定に干渉することはないと述べた上で、しかし本件では、ワクチン未接種者による新型コロナウイルス感染リスクがワクチン接種者よりも高いことを示すデータは提供されていないと述べました。そして、最高裁は、感染者数が減少するまでは、インド国民は関連する政府命令に従う必要があるが、ワクチン未接種者による公共の場へのアクセスに関しては、いかなる制限も課されるべきではないとしました。かかる制限を課す既存の政府命令が存在する場合には、それに従う必要はないことになります。

ただ、この最高裁の命令の射程範囲は公共の場に関するものに限られており、その他の、民間の雇用者の注意義務、安全な職場に関する責任、ワクチン接種済みの従業員にのみ職場へのアクセスを認める権利等については議論されていません。同様に、ショッピングモールのような私有の場所へのアクセスをワクチン接種済みの人のみに制限することについても、今回の最高裁の命令においては議論されていません。したがって、今後さらに最高裁が別の決定を下すまでは、この5月2日の命令は公共の場へのアクセスを拒否しないことに限って適用されることになります。

(C) ボンベイ高等裁判所が株主の権利を再確認

A 社は上場企業であり、インドの大手エンターテインメント企業の一つです。B 社は米国を拠点とするファンドであり、A 社の株式の約 18%を保有していました。しかし、特に B 社が A 社の現職

渥美坂井法律事務所,外国法共同事業

のマネージングディレクター兼 CEO を解任して、新たに 6 名を A 社の社外取締役に任命するための株主総会招集通知を送ったことから、紛争が始まりました。

A 社取締役会はこの招集通知に基づく株主総会の招集を拒否し、これに対して B 社は A 社に株主総会を強制的に招集させるために、全国会社法裁判所(National Company Law Tribunal: NCLT)に 嘆願書を提出しました。他方、A 社は(i)招集通知が違法であること、(ii)この招集通知に基づいて行動しないこととした A 社の決定の有効性、および(iii)B 社による株主総会招集へ向けた活動に対する差止命令を求めて、ボンベイ高等裁判所(High Court of Bombay)に訴訟を提起しました。

また、A 社は、日系大手企業の現地法人 C 社との合併の提案(「法的拘束力のない」タームシート)を公表しました。この提案では、現職のマネージングディレクター兼 CEO は合併後も引き続き同職を務めることとされています。しかし、B 社は、以前、この合併条件は一般株主を犠牲にしてスポンサーを有利にする偏ったものであるとの懸念を述べており、また A 社の取締役会が上述の招集通知による株主総会招集を拒否したことについて失望を表明しました。

2021年10月26日、ボンベイ高等裁判所の単独裁判官(Single Judge)は、A 社の差止命令を認めました。これに対してB 社は、ディビジョン・ベンチ(Division Bench: インドの高等裁判所で行われる、2名の裁判官による第二審)において、この単独裁判官の命令に異議を申立てました。

2022年3月22日、ディビジョン・ベンチは単独裁判官の命令を取り消し、詳細な命令を下しました。この命令の主要点は次のとおりです。

- (i) 2013 年会社法 (Companies Act, 2013) の要件を満たす特定の割合の株主は、臨時株主総会を招集する権利を有する。
 - (ii) 株主は、株主総会における議案について、その理由および根拠を開示する必要はない。
 - (iii) 株主が株主決議の理由を述べた場合、その理由は司法審査の対象とはならない。
 - (iv) 取締役会は株主総会を招集する義務を負う。
- (v) NCLT は、会社法に規定されている事項を独占的に取扱う裁判管轄権を有する。ボンベイ高等裁判所のような民事裁判所は、NCLT の専管事項であるこれらの事項に対する管轄権を有しない。

このボンベイ高等裁判所のディビジョン・ベンチの判決は、単独裁判官の誤った判決を速やかに退け、また NCLT が会社法に基づく株主の権利などの事項について独占的に審理することができることを示した、画期的な判決と言えます。

この件に関する、その後の最新情報については、以下のニュース記事を参照ください。 https://www.business-standard.com/article/companies/invesco-to-sell-7-8-stake-in-zee-worth-rs-2-200-cr-on-thursday-122040601173 1.html

https://asia.nikkei.com/Business/Media-Entertainment/India-s-Zee-Entertainment-shares-soar-as-Invesco-accepts-Sony-

deal#:~:text=Invesco%20approached%20the%20National%20Company,interim%20order%20granting%20an%20injunction.

執筆者

弁護士 丹生谷 美穂 (パートナー、東京弁護士会)

Email: miho.niunoya@aplaw.jp

外国法事務弁護士(インド法) アシッシ・ジェジュルカール (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: ashish.jejurkar@aplaw.jp

当事務所のインドプラクティスについてはこちらをご覧ください。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム

Email: ipg_india@aplaw.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は<u>ニューズレター配信申込フォーム</u>よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(「渥美坂井」)の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。